

平成 25 年度 第 2 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

1 協議会開会

2 保健福祉部長挨拶

3 報告

- (1) 災害時要援護者対策協議会の報告（資料 1）
 - ・ 障害者災害時支援対策検討部会の報告（当日資料配布）
- (2) 区立施設再編整備計画（素案）について（資料 2）
- (3) 重度障害者グループホームの整備について（資料 3）
- (4) 重度知的障害者通所施設の整備について（資料 4）
- (5) サービス等利用計画の進捗状況について（資料 5・6）
- (6) 障害者虐待防止への取り組みについて（資料 7）
- (7) 障害者計画/第 3 期障害福祉計画の進捗状況（資料 8）
- (8) 障害者の日常生活と社会とのつながり実態調査について（資料 9）

- ・ 報告に対する質疑応答

4 議題

「平成 25 年度杉並区障害者基礎調査（案）について」（資料 10）

5 その他

次回 日程等

【配布資料】

- 資料 1-1 たすけあいネットワーク制度運用の見直し
- 資料 1-2 災害時要援護者の避難行動支援の必要度による区分け
- 資料 1-3 たすけあいネットワーク登録状況の内訳
- 資料 2 区立施設再編整備計画（素案）について
- 資料 3 重度知的及び重度身体障害者グループホーム等の整備について
- 資料 4 重度知的障害者通所施設の整備について
- 資料 5 サービス等利用計画の作成状況等について
- 資料 6 杉並区障害者地域相談支援センター「すまいる」
- 資料 7 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について
- 資料 8 第 3 期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値について
- 資料 9 杉並区障害者の日常生活・社会とのつながり等実態調査集計（速報版）
- 資料 10 平成 25 年度杉並区障害者基礎調査（案）について

たすけあいネットワーク制度運用の見直しについて 災害時要援護者対策協議会 第三部会検討のまとめ

現状と課題

- たすけあいネットワークの登録者数は、本格スタートした平成19年12月で1,523名だったが、平成25年6月には約8,300名と約5倍以上増加している。
- 要援護者の登録事由や障害の内容や程度、要介護状態等に大きな幅があり、発災時に住所順に記載された登録者台帳から、真に避難行動支援等を必要としている要援護者を直ちに見出し難い状況にある。

検討結果

1 登録者の状態・ニーズに応じた2つの支援区分の設定

- 発災後速やかな避難行動支援が必要となる者(仮称・避難行動要支援者)
- 避難行動支援の必要性は高くない者(仮称・避難生活支援者)

【個別避難支援プラン作成に関する見直し】

(1) 個別避難支援プラン作成の考え方

登録者の約2割の個別避難支援プラン作成が済んでいない現状にあるため、当面は「仮称・避難行動要支援者」を優先して、個別避難支援プランを作成する。

(2) 介護支援専門員(ケアマネジャー)・障害者相談支援専門員等との連携体制づくり

「仮称・避難行動要支援者」の個別避難支援プラン作成について、ケアマネジャー等の協力が得られるよう関係機関と調整する。

(3) 個別避難支援プラン情報の登録者台帳への反映

登録者台帳の「支援内容等」欄の表示を現在の100文字を可能な範囲で増やすことにする。

(4) 個別避難支援プランの様式の変更

今回、第三部会で検討された「仮称・避難行動要支援者」と「仮称・避難生活支援者」について、個別避難支援プランの様式に加える。

2 発災時を想定した要援護者支援体制づくりの推進

【震災救援所における登録者台帳の活用】

各震災救援所において、平常時に、発災時をシュミレーションし、実効性ある避難支援計画の策定や訓練等を行っておく必要がある。そのために、登録者台帳が活用できるよう、町会・自治会を含む震災救援所連絡会の構成団体が個人情報取扱い研修を積極的に受講することを推進する。

【先駆的取組み事例について】

要援護者支援体制について先駆的な取り組みを行っている震災救援所の事例を新しい方針に基づいた支援計画の見直しの際などの参考として、震災救援所運営連絡会会長・所長会等を通じて紹介し、地域の実情に合った支援体制づくりを推進する。

検討結果の扱いについて

- ① これまでの検討結果を踏まえて、地域防災計画へ反映させる。
- ② 「1 登録者の状態・ニーズに応じた2つの支援区分の設定」については、25年度中に検討し、平成26年度から順次実施する。
- ③ 「2 発災時を想定した要援護者支援体制づくりの推進」については、早急に取り組む。

災害時要援護者の避難行動支援の必要度による区分け

資料 1 - 2

- ※ 減災の視点から、発災時に要援護者が自力で危険回避や避難行動が可能であることを基準に以下の区分けを行い、これを登録者台帳に記載し発災時の速やかな対応に備える。
- ※ 「避難行動要支援」とは、危険回避及び避難に必要な行動への支援をいう。「避難生活支援」には、自宅避難者への支援を含む。
- ※ なお、この基準はあくまでも目安であり、実態が優先する。

	仮称・避難行動要支援者 (発災後速やかに避難行動への支援が必要)	仮称・避難生活要支援者 (避難行動支援の必要性は高くない)
要援護者の状態像	心身の障害や加齢等により、災害発生情報の収集、危険性の察知や避難の必要性の判断、避難行動を起こす、他者に助けを求める等のいずれかに問題があり、 <u>自力による避難行動が非常に困難又は不可能であるため、その支援が必要となる</u> ことが想定される。	心身の障害や加齢による心身機能の低下はあるが、 <u>避難に必要な左記の一連の行動を自力で行うことができる</u> と想定される。
支障の特徴 (災害情報の入手・危険性判断、危機回避、移動、コミュニケーション、避難生活維持等)	<p>※以下のいずれかに該当する。</p> <p>① <u>災害情報の把握、理解、危険性の察知や判断力に問題があり、危険回避や避難行動を起こせない又は避難が遅れる。</u></p> <p>② <u>危険性の察知や判断はできるが、身体機能や体力の問題で移動が困難なため、自力による避難行動ができない又は遅れる。</u></p> <p>③ <u>コミュニケーションや対人関係に支障があり、避難行動の支援や救助が必要となった場合に、意思伝達や他者に救助を求める行動ができない又は困難。</u></p>	左記のいずれにも該当しない。
必要となる支援の内容	<p>【安否確認＋避難行動支援＋避難生活支援】</p> <p>① 災害発生情報を速やかにわかりやすく説明し、避難の必要性を理解させ、迅速な避難行動につながるよう支援する。</p> <p>② 心身の状態に応じて、避難行動に必要な移動等の直接的な避難の支援を行う。</p> <p>③ 必要に応じて家族・関係者等へ連絡、適切な避難先の選択及び連絡、介護や日常生活必需品の確保又は手配等。</p> <p>上記のほか、安否確認及び避難生活で当面しているニーズの把握、避難生活維持に必要な生活必需品・食糧・水等の供給等。</p>	<p>【安否確認＋避難生活支援】</p> <p>安否確認及び避難生活で当面しているニーズの把握、避難生活維持に必要な生活必需品・食糧・水等の供給等。</p>
該当者(目安)	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定「要介護3・4・5」 *「3」は個別的な考慮が特に必要。 ・身体障害「1級～2級」 *障害種別、部位別等の考慮が必要。 ・愛の手帳「1・2度」 ・精神保健福祉手帳「1・2級」 ・人工呼吸器使用者等、医療依存度が高い在宅療養者。 	*左記以外の要介護認定者又は障害者福祉手帳所持者及び希望者。

平成25年9月期 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)

登録状況の内訳

(災害時要援護者原簿 登載者数内訳)

平成25年9月2日

学校名	民協地区	原簿登載者数		登録者数		プラン提出数
		計	施設入所 (内数)	9月	6月	
杉並第一小	阿佐谷	488	(36)	135	137	105
杉並第二小	成田	311	(5)	101	110	90
杉並第三小	高円寺中央	363	(3)	99	104	93
杉並第四小	高円寺	276	(1)	98	105	74
天沼小	天沼	595	(13)	215	214	159
杉並第六小	高円寺	532	(7)	166	173	133
杉並第七小	阿佐谷	374	(2)	151	151	111
杉並第八小	高円寺中央	497	(4)	142	147	124
杉並第九小	阿佐谷・天沼	566	(12)	192	195	166
杉並第十小	和田堀・高円寺中央	313	(1)	151	149	132
保育室若杉	天沼・荻窪	426	(20)	118	126	79
西田小	成田・荻窪	244	(4)	97	102	81
東田小	成田	313	(1)	123	123	109
馬橋小	高円寺	417	(3)	169	173	158
桃井第一小	荻窪・井荻	684	(11)	252	261	211
桃井第二小	荻窪	545	(6)	196	205	178
桃井第三小	荻窪	389	(9)	181	186	152
桃井第四小	井荻	414	(25)	173	176	149
桃井第五小	下井草	327	(4)	136	143	135
四宮小	下井草	517	(35)	138	142	116
荻窪小	荻窪	304	(6)	79	80	60
井荻小	井荻	179	(2)	63	64	58
沓掛小	天沼・井荻	343	(87)	97	98	78
高井戸小	高井戸	752	(62)	212	217	120
高井戸第二小	宮前	602	(30)	212	212	166
高井戸第三小	下高永福	619	(6)	223	232	186
高井戸第四小	宮前	497	(4)	129	129	88
松庵小	宮前	510	(21)	182	187	165
浜田山小	下高永福・成田	569	(4)	191	195	162
富士見丘小	宮前・高井戸	986	(614)	108	115	91
大宮小	方南和泉・和田堀	359	(7)	115	120	70
新泉小	方南和泉	370	(1)	120	121	76
堀之内小	和田堀・高円寺	605	(10)	195	201	112
和田小	和田堀	127	(11)	62	64	44
方南小	方南和泉	499	(12)	143	143	110
永福小	下高永福	585	(6)	229	233	199
済美小	和田堀	353	(14)	112	115	63
八成小	下井草	570	(16)	214	221	206
三谷小	井荻	325	(4)	99	102	93
松ノ木小	和田堀	203	(3)	89	88	67
和泉小	方南和泉	293	(4)	135	136	84
高井戸東小	下高永福・高井戸	499	(5)	184	190	165
久我山小	宮前・高井戸	401	(6)	99	105	77

学校名	民協地区	原簿登載者数		登録者数		プラン提出数
		計	施設入所 (内数)	9月	6月	
高円寺中	高円寺中央・高円寺	251	(43)	65	69	52
高南中	和田堀	278	(4)	38	39	32
杉森中	阿佐谷	193	(2)	86	87	76
阿佐ヶ谷中	高円寺・阿佐谷	274	(0)	109	108	96
東田中	成田	466	(4)	131	135	111
松溪中	成田・荻窪	387	(3)	116	118	101
天沼中	天沼・井荻	218	(8)	76	77	69
東原中	阿佐谷・天沼・下井草	252	(3)	111	113	106
中瀬中	下井草	234	(2)	60	59	54
井荻中	井荻	183	(19)	82	86	59
井草中	井荻	191	(37)	55	58	52
荻窪中	井荻	371	(2)	123	128	93
神明中	荻窪	221	(1)	111	115	105
宮前中	宮前	207	(16)	93	94	77
富士見丘中	宮前・高井戸	319	(3)	105	108	74
高井戸中	下高永福・高井戸	283	(2)	123	126	109
向陽中	下高永福	227	(2)	98	102	90
松ノ木中	和田堀	123	(0)	36	39	35
大宮中	和田堀	111	(3)	30	31	18
泉南中	方南和泉	306	(6)	95	95	48
和田中	和田堀	431	(32)	133	137	81
和泉中	方南和泉	102	(0)	43	45	13
西宮中	宮前	148	(6)	59	61	57
合計		24,917	(1,335)	8,303	8,520	6,703

登録者数増減: -217
(新規50人 転居・死亡等267人)

民協地区	原簿登載者数		登録者数		プラン提出数
	計	施設入所 (内数)	9月	6月	
方南和泉	1,722	(27)	571	581	363
下高永福	2,058	(13)	758	782	651
和田堀	2,435	(85)	835	846	561
高円寺中央	902	(5)	272	285	244
高円寺	1,618	(53)	543	565	432
阿佐谷	1,633	(44)	528	537	424
成田	1,857	(14)	647	665	573
天沼	1,451	(92)	488	494	384
荻窪	2,207	(30)	756	777	645
下井草	1,647	(54)	602	624	566
井荻	2,449	(128)	864	885	722
宮前	2,462	(74)	848	870	700
高井戸	2,476	(716)	591	609	438
合計	24,917	(1,335)	8,303	8,520	6,703

	人数	割合
避難支援者	あり	649 9.7%
	なし	6,054 90.3%

地域のたすけあいネットワーク登録者 要介護度等内訳

平成25年6月現在

○登録者数合計 8,520人(原簿登録者24,630人(約35%))

○要介護度等別の内訳

単位:人

1. 要介護者

全体	4,538
要介護1	1,326
要介護2	1,165
要介護3	753
要介護4	715
要介護5	579

2. 身体障害者

1～3級合計	3,278
3級	815
2級	784
1級	1,679

3. 知的障害者

1～3度合計	423
3度	179
2度	225
1度	19

4. 精神障害者

1～3級合計	507
3級	138
2級	319
1級	50

○要介護度等の程度が重い人 4,484人(登録者全体に占める割合:約53%)

要介護3～5、身体1・2級、知的1・2度、精神1・2級のいずれかに該当する人

(要介護>身体>知的>精神の順で重複は除いた)

○個別避難支援プラン作成数 6,786人(登録者全体に占める割合:約80%)

杉並区立施設再編整備計画(第一期)(素案)

(平成26~33年度)

第一次実施プラン(中間のまとめ)

(平成26~30年度)

平成25年9月



2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応

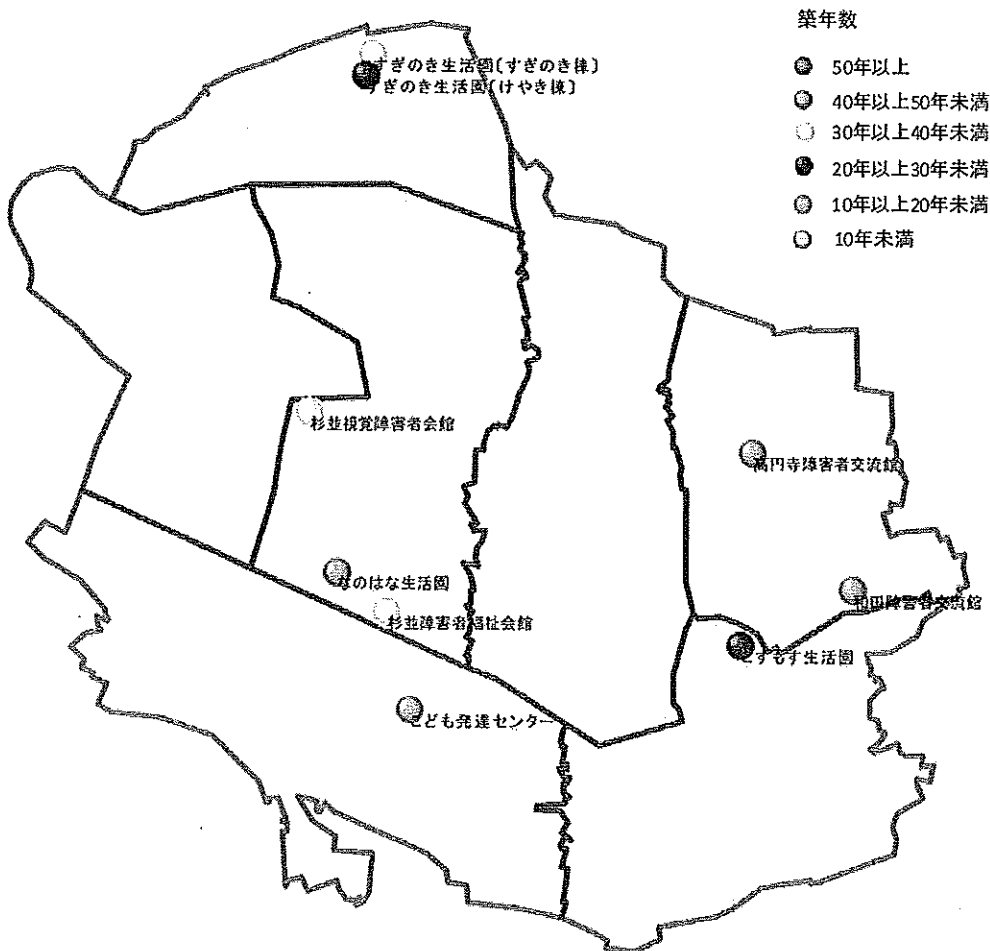
- 施設の現状に目を向けると、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、多くの施設で設置当初に比べ利用状況が大きく変化しています。特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設の需要増加は著しく、当分の間、増加傾向が続くと予測されます。
- 一方、学校施設は、少子化の影響で児童生徒数が減少し、それに伴い学級数も減っていることから、学校によっては余裕教室が生じており、一部の学校では統合も実施されています。
- 児童館は、0歳から18歳までの児童を対象とした施設ですが、中・高校生の利用は総じて少ない状況にある反面、保育需要に連動して、学童クラブ(児童館42館中38館に併設)の需要は大きく増加しています。
- ゆうゆう館(旧敬老会館)は、60歳以上の高齢者の専用施設として、元気な高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点となっています。近年、NPO等の協働事業者による多様な事業が展開されるようになったことに伴い、利用者数は増えていますが、和室や小規模な部屋のほか、夜間の利用率が低いなど、貸出室や時間帯による利用のばらつきが大きく、全体の平均利用率は40%台となっています。
- 集会室についても、地域区民センターをはじめ、区民集会所、区民会館など様々な施設があり、区民のコミュニティ活動の場や趣味の活動の場として活用されていますが、利用率は平均して60%台にとどまっています。
- このように、施設ごとの利用率を見ると、需要に対して不足している施設がある一方で、必ずしも十分に活用されていない施設もあります。施設の必要性を利用率だけで測ることはできませんが、施設の更新・維持管理に多額の経費がかかり、施設を使わない区民もその経費を税金として負担している以上、利用状況を含め、施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設をより有効に活用していく必要があります。
- そのためには、施設の再編整備を進めていくことが不可欠です。現在、築50年を越える施設は約3%にとどまっていますが、10年後には約28%になる見込みです。再編整備の取組は、早期に実施するほど大きな削減効果が期待できます。施設の安全性の確保、持続可能な財政運営、そして新たな行政需要への対応を図るために、施設の再編整備は、区民の皆様と共に、今まさに取り組まなければならない喫緊の課題なのです。

(9) 障害者施設

【施設の概要】

設置目的		
<p>(障害者通所施設) 障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置</p> <p>(障害者福祉会館等) 障害者福祉の増進を目的として設置</p>		
	施設数	平均利用(稼働)率
通所施設等	4	—
障害者福祉会館等	4	—

【施設の配置】



【課題と再編整備の方向性】

通所施設については定員を超える通所希望があること、また将来的な需要の増加や障害者関係の法律改正の趣旨などを踏まえ、障害者（児）が地域で安心して生活できるための施設等を引き続き整備していく必要があります。

こうした需要増等に対応するため、今後の障害者（児）施設の整備については、民間事業者を中心として推進していきますが、再編によって生み出された施設や区有地を活用し、民間事業者に対して整備用地の確保などの支援を図っていきます。

【具体的な取組】

- 既存施設について、併設施設との調整等によりスペースの拡充を図り、利用者が増えている重度知的障害者通所施設の定員確保に努めます。
- 杉並清掃事務所方南支所の移転に合わせて、その跡地の障害者施設への転用を検討します。
- 再編整備によって新たに生み出された施設や用地を活用し、障害者（児）の地域生活を支援する施設やグループホーム等の整備を推進します。

重度知的及び重度身体障害者グループホーム等の整備について

重度知的及び重度身体障害者が地域の中で自立して生活できるよう、重度障害者を対象とするグループホームを以下のとおり整備する。

1 整備概要

- (1) 事業内容
障害者総合支援法第5条に規定する共同生活介護及び短期入所事業
- (2) 開設場所
杉並区下井草四丁目30番
- (3) 建物規模
鉄筋コンクリート造地上2階建て
- (4) 定員数
共同生活介護：身体障害者6名、知的障害者9名 計15名
短期入所事業：2名
- (5) 整備手法
施設を整備・運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。
区は、選定した事業者に土地の貸付けを行うとともに、施設整備費の補助を行う。

2 選定事業者

- (1) 事業者名 社会福祉法人 一粒
- (2) 代表者 理事長 関 博人
- (3) 所在地 埼玉県鴻巣市鎌塚40番地1
- (4) 主な事業実績 児童発達支援事業を実施（25年5月から区内1か所運営開始）
共同生活介護事業を都外6か所で実施
- (5) 選定経過
平成25年 6月7日 公募説明会開催、公募開始
7月31日 公募書類提出締切（2事業者応募）
8月1～23日 選定委員会で審査を実施し、事業者を選定。

3 今後のスケジュール

- 平成26年1月 建設工事着工
7月 開設予定

重度知的障害者通所施設の整備について

重度知的障害者通所施設を、以下のとおり整備することといたしましたので、報告します。

1 整備概要

(1) 整備施設

障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく「生活介護事業所」（定員 20 名程度）。
なお、定員については、支援の質を確保しつつ 30 名程度までの拡大を予定している。

(2) 施設利用対象者

個別対応が必要な重度知的障害者等を対象とする。

(3) 整備場所

あすなる作業所（方南 1-3-4）が所在する区施設の 2 階部分にある杉並区シルバー人材センター方南分室（以下「方南分室」という。）を他施設に移転し、その跡地スペースを活用する。

(4) 整備手法

区が必要な改修をしたうえで、普通財産として事業運営法人に貸付を行う。

(5) 施設運営

施設内の連携、給食室等の設備併用など施設の有効活用を考慮し、同建物 1 階のあすなる作業所の運営法人と同一法人が運営する。

また、個別対応が必要な利用者等を受入れることから、法に規定する配置基準以上の人員の確保が必要であるため、既存の運営費補助制度を拡充して対応する。

2 方南分室の移転

高齢者活動支援センターにおける実施事業範囲に高齢者の各種相談事業があり、現に杉並区シルバー人材センターが高齢者就労相談を実施していること等を踏まえ、高齢者活動支援センター 2 階第 3 講座室へ移転する。

3 今後のスケジュール

平成 26 年 4 月	シルバー人材センター方南分室移転
5 月	改修工事着手
8 月	改修工事竣工
9 月	通所施設開設

サービス等利用計画の作成状況等について

障害者施策課

1. サービス等利用計画の作成状況等について

○平成25年9月現在の計画作成件数（9月30日決定分まで）：522名
（内訳）身体障害：85名 知的障害：160名 精神障害：261名
障害児：16名

⇒全数（約2,600件）のうち、概ね20%の作成が終了。

○区内の指定特定相談支援事業所の指定状況

平成25年10月1日現在：事業所数…19カ所

平成25年度中に新たに2カ所申請予定の事業所有

○区内指定特定相談支援事業所の従業者数

平成25年10月1日現在：36名（うち専従13名 兼務23名）

2. サービス等利用計画の拡大に向けた取組について

○区内の指定特定相談支援事業所職員向け研修の実施

⇒これまでに2回実施。内容は以下のとおり。

第1回（7/18）：視覚障害のある方の生活・サービス利用について

第2回（9/30）：身体障害者向けの制度・サービスの概要について

⇒今年度中にさらに3回実施予定。

○対象者への案内通知等、利用者にとってさらにわかりやすい情報提供

3. 区内指定特定相談支援事業所との意見交換会の実施

○平成26年度中の計画全件作成に向け、計画を作成する区内の指定特定相談支援事業所から、現在の各事業所における作成状況と、今後の拡大に向けた課題等について幅広くご意見をいただく場を設定。

○9月13日（金）に実施し、区内13事業所から計16名の職員が参加。

杉並区障害者地域相談支援センターの運営状況報告

平成25年度から障害者相談支援体制の再編整備に伴い開所した杉並区障害者地域相談支援センターすまいる（以下「すまいる」という。）の運営状況については以下のとおりです。

1 相談件数と相談の内訳（4月～9月30日現在 累計）

<相談件数> 11,234件（うちピア相談件数334件）

荻窪 5,498件 高円寺 3,149件 高井戸 2,587件

<障害別構成比>

身体 417名（3.5%） 知的 3,598名（30.0%） 精神 6,929名（57.7%）

発達 305名（2.5%） 難病 19名（0.2%） 高次脳 81名（0.7%） その他 666名（5.5%）

<相談方法>

訪問 152件 来所 1,625件 同行 95件 電話 7,504件 メール 296件

個別支援会議 39件 関係機関 1,412件 その他 12件

<連携関係機関>

行政：地域ネットワーク推進係 保健センター 福祉事務所 警察 ハローワーク 他

地域：特定相談支援事業所 地域の通所施設 ケア24 ヘルパー事業所 雇用支援事業団
病院 他

2 事業の実施状況

○相談支援

電話相談を中心に、相談の場として定着してきています。日常的な悩みの相談に立ち寄る方も増えています。また複合的な問題を抱えたケースには、様々な関係機関と連携し対応を行っています。

当事者職員やピア相談員などによるピア相談も少しずつ始まっています。

○地域連携ネットワーク

自立支援協議会に参加しているほか、地域の関係機関との連携も積極的に行われています。毎月のすまいるニュースを通じて、事業の紹介や地域生活に役立つ情報の発信なども行っています。

○本人の自立を支援する事業

各すまいるで工夫を凝らした事業を行っています。なかなか外に出て社会との接点を持たないような方が外に出るきっかけとなるような事業や、パソコンやお料理の講座など楽しくスキルを上げるような講座も開かれています。11月にはピア相談員の育成講座も開かれます。

○精神障害者の自立を支援する事業（すまいる荻窪のみ）

オープンスペースではメンバーの方たちが活動内容の話し合いなどを行っています。ピア相談員による電話相談や、ピアサポーター等による病院から地域への移行を支援する事業も実施しています。

杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について

1 通報後の対応状況（平成24年10月1日～平成25年9月30日）

- ①通報・相談件数 43件
- ②事実確認調査数 26件（立ち入り調査1件含む）
- ③虐待確認数 8件
- ④②の対応状況（緊急分離0、新たなサービス等調整中6、関係機関への引き継ぎ12、経過観察4、対応不要4）

2 通報・相談件数の内訳

以下の件数は虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。

通報等の件数（ケース数）							43件
通報・相談者内訳 (複数通報あり)	本人	家族	近隣	相談支援専門員	関係機関	知人	その他
	15	4	3	5	15	4	1
虐待の種別	養護者		障害者福祉従事者等		使用者	その他	
	24		9		2	8	
虐待の種類 (重複あり)	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的		
	23	4	27	6	6		
障害別 (重複あり)	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他	
	13	16	13	2	3	7(高齢者)	

3 障害者虐待ケース検討会について

25年度はおおむね月1回関係機関の職員とともに事例検討会を実施する。隔月で精神科医・弁護士のスーパーバイザーを依頼し、前期には8事例の検討を行い、専門的な助言を受けている。

4 普及啓発について

- (1) 10月22日 居宅介護・移動サービス事業者向け研修「これって虐待？虐待の芽？」を実施予定。
- (2) 障害者虐待防止のパンフレットとグッズ（クリアファイル）約2500部をイベント等で配布予定。

○第3期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値について(平成24～平成26年度)

1 サービス見込み量

(1)障害福祉サービス

サービス名	計画(見込み量)			利用実績					
	24年度	25年度	26年度	平成24年 10月	平成25年 3月	平成25 10月	平成26年 3月	平成26年 10月	平成27年 3月
○訪問系サービス									
居宅介護(身体介護)	281人 3,855時間	292人 4,125時間	304人 4,414時間	236人 3,500時間	234人 3,182時間				
居宅介護(家事援助)	217人 1,872時間	226人 2,003時間	235人 2,143時間	188人 1,574時間	186人 1,475時間				
重度訪問介護	39人 9,793時間	41人 10,295時間	43人 10,797時間	41人 11,303時間	37人 12,597時間				
行動援護	9人 309時間	10人 340時間	11人 374時間	9人 356時間	10人 407時間				
同行援護	167人 3,264時間	172人 3,427時間	177人 3,599時間	103人 2,432時間	98人 2,079時間				
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間				
訪問系サービス 計	713人 19,093時間	741人 20,190時間	770人 21,327時間	577人 19,165時間	565人 19,740時間				
○日中活動サービス									
生活介護	635人 12,002人日分	655人 12,380人日分	670人 12,587人日分	661人 13,675人日分	660人 12,690人日分				
自立訓練(機能訓練)	3人 51人日分	4人 68人日分	5人 85人日分	3人 53人日分	3人 34人日分				
自立訓練(生活訓練)	13人 337人日分	14人 356人日分	14人 356人日分	25人 381人日分	24人 343人日分				
就労移行支援	81人 1,453人日分	87人 1,559人日分	94人 1,682人日分	95人 1,787人日分	92人 1,557人日分				
就労継続支援(A型)	9人 159人日分	15人 266人日分	20人 354人日分	12人 208人日分	13人 189人日分				
就労継続支援(B型)	754人 10,657人日分	777人 10,997人日分	795人 11,236人日分	770人 11,557人日分	788人 10,785人日分				
療養介護	36人	36人	36人	36人	37人				
通所系サービス計(利用者数)	1,531人	1,588人	1,634人	1,608人	1,617人				
短期入所	155人 682人日分	160人 734人日分	165人 786人日分	169人 659人日分	150人 694人日分				
○居住系サービス									
共同生活援助(グループホーム)	52人	52人	52人	52人	51人				
共同生活介護(ケアホーム)	172人	192人	223人	173人	173人				
入所施設支援	288人	286人	284人	299人	302人				
○計画相談									
計画相談支援	72人	199人	430人	45人	98人				
地域移行支援	15人	28人	29人	2人	2人				
地域定着支援	5人	10人	10人	0人	0人				

(2) 地域生活支援事業

サービス名	(単位)	第3期障害福祉計画			利用実績					
		平成	平成	平成	平成24年	平成25年	平成25年	平成26年	平成26年	平成27年
		24年度	25年度	26年度	10月	3月	10月	3月	10月	3月
(1) 相談支援事業										
① 障害者相談支援事業所	(設置数)	7ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	7ヶ所	7ヶ所				
② 基幹相談支援センター	(設置数)	—	1ヶ所	1ヶ所	—	—				
③ 相談支援機能強化事業	(実施の有無)	有	有	有	有	有				
④ 住宅入居等支援事業	(実施の有無)	有	有	有	有	有				
(2) 成年後見制度利用支援事業										
	(実施の有無)	有	有	有	有	有				
(3) コミュニケーション支援										
① 手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回	42回	61回				
② 要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回	9回	9回				
(4) 日常生活用具給付										
① 介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	31件	27件					
② 自立生活支援用具	(年間件数)	72件	72件	73件	90件					
③ 住宅療養等支援用具	(年間件数)	57件	59件	61件	81件					
④ 情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	120件	122件	124件	129件					
⑤ 排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	5,962件	5,966件	5,970件	6,449件					
⑥ 住宅改修費	(年間件数)	27件	28件	29件	35件					
(5) 移動支援事業										
	(月間利用者数)	572人	592人	615人	592人	590人				
	(月間利用時間)	10,582時間	11,129時間	11,746時間	11,113時間	11,015時間				
(6) 地域活動支援センター										
	(月間利用者数)	90人	95人	185人	80人	97人				
	(施設数)	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所	2ヶ所	2ヶ所				
(7) 盲人ホーム										
	(月間利用者数)	11人	11人	11人	11人	11人				
(8) 訪問入浴サービス										
	(月間利用者数)	80人	81人	82人	54人	64人				
	(月間利用回数)	240回	243回	246回	198回	201回				
(9) 日中一時支援事業										
	(月間利用者数)	80人	85人	90人	45人	33人				
	(月間利用日数)	83人日分	88人日分	93人日分	30.5人日分	39.8人日分				
(10) 生活サポート										
	(月間利用者数)	3人	3人	3人	0人	0人				
	(月間利用時間)	30時間	30時間	30時間	0時間	0時間				
(11) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付										
① 更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	—	—	—	—	—				
② 施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	—	—	—	—	—				
(12) 生活支援事業										
① 日常生活に関する講座	(年間件数)	25件	25件	25件	24件					
② 本人活動の交流会等	(年間件数)	60件	60件	60件	62件					
(13) 社会参加促進事業										
① スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	150件	150件	150件	152件					
② 自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	5人					
③ 自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	3人					

※ 日帰りショート月の月間利用日数は、日数換算した数値を示しています。

(3) 地域移行

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

	実績	計画数値			実績		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域移行者数	7人	12人	12人	15人	11人		
累計	—	(12人)	(24人)	(39人)	(11人)		
施設入所者数 [※]	294人	288人	286人	284人	297人		
都外施設入所者数	139人	131人	129人	128人	139人		
構成比	47.3%	45.5%	45.1%	45.1%	46.8%	#DIV/0!	#DIV/0!

※施設入所者数には、通勤寮の利用者数を含みません。

※平成24年度以降の施設入所者数には、「継続入所者」を含みません。

継続入所者：整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者

入所施設からの地域移行者数を平成24年度から平成26年度までの累計で39人とし、計画期間では平成24・25年度各12人、平成26年度15人を地域移行者数の目標とします。

また、施設入所者数は、平成26年度末で、284人とし、都外施設入所を平成26年度末で128人(構成比44.9%)を目標とします。

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

	実績	計画数値			実績		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神障害者の地域移行者数	5人	3人	4人	4人	2人		
累計	—	(3人)	(7人)	(11人)	(2人)		

入院中の精神障害者の地域移行者数は、平成24年度を3名、平成25・26年度各4名を目標とします。病院との協力体制を強化し、平成26年度までの累計11人を目指します。

③福祉施設からの一般就労者数

	実績	計画数値			実績		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就職者数	24人	50人	50人	50人	30人		
累計	—	(50人)	(100人)	(150人)	(30人)		

※平成24年度より、障害者雇用支援事業団は就労移行支援事業へ移行したため、福祉施設として含みます。

福祉施設からの一般就労については、障害者雇用支援事業団が平成24年度より就労移行支援事業へ移行し、福祉施設として含むため、110人を計画期間の各年度の目標とします。

杉並区障害者の日常生活・社会とのつながり等実態調査集計（速報版）

1 調査の実施について

(1) 調査実施期間

平成25年7月1日～7月19日

(2) 調査対象者等

・ 愛の手帳所持者	2, 105名 (25. 6. 24現在)
・ 施設、GH・CH、入院、不明等数	522名
・ 実対象者数	1, 583名
・ アンケート回答数	957名 (25. 9. 20現在)
・ 回収率	60. 5%

2 調査内容に対する判定の考え方

(1) 孤立化危険性の分類

A かなり危険性が高い世帯（訪問は必須の世帯）

B ある程度危険性があると考えられる世帯（電話連絡等で状況を確認し、必要に応じて訪問する世帯）

C 危険性は低い、ないとは言い切れない世帯（封書等で衣食住の注意喚起する世帯）

D 現状ほぼ、危険性はないと判断される世帯（現状を見守る世帯）

(2) 判定基準の考え方

I 障害福祉サービス、児童通所サービス等を定期的に受給されている方（ショートステイは除く）は、原則Dと判断する。

II 3人以上の世帯のうち、要援護が1人（50歳以下）の場合には、原則Dと判断する。

III 2人暮らし世帯及び3人以上の世帯で手帳所持者2名以上並びに手帳所持者50歳以上の世帯で緊急時対応が可能な方は原則Cを、一部可能な方は原則Bを、不可能な方は原則Aと判断する。（この項目IIIについて、ひとり暮らしは除外）

IV ひとり暮らしについては、危険性がないと判断しにくいいため、調査の記載状況（日中活動の状況）に応じて判断する。

3 調査内容を受けて

回答数 957名

内訳 訪問 26名 電話 31名 確認（電話）35名 非対応 865名

非回答数 626名

4 今後の対応

(1) 訪問対象者26名は、福祉事務所と協議のうえ、10月中に実施する。電話・確認対象者計66名は障害者施策課で対応し、必要により福祉事務所に引き継ぐ。

(2) 非対応者865名のうち、訪問を希望しない205名については、記載内容を精査し、必要に応じて電話等で対応する。現在精査中。

(3) 非回答者626名については、障害福祉サービス等受給の有無を確認し、受給していない者への対応を検討する。342名はサービス受給者等 残284名については、再調査の方向で準備を進めている。

平成25年度杉並区障害者基礎調査（案）について

1 調査目的

障害者計画・障害福祉計画の改定及び障害者施策をより効果的に実施するため、障害者の生活実態やサービスの利用意向等を把握する調査を行う。

2 調査内容

(1) 調査対象 約5,000人

調査の対象は、各障害区分の障害内容等と年齢階層に応じた対象者総数から無作為に抽出。

(2) 調査項目

後述の内容参照

(3) 実施スケジュール（予定）

平成25年10月下旬 調査項目及び調査票の確定

11月上旬 障害者基礎調査業務委託契約締結、調査対象の抽出

12月上旬 調査票発送

平成26年 1月上旬 調査票回収

3月中旬頃 「平成25年度障害者基礎調査報告書」納品

~~~~~以下、アンケート様式（案）~~~~~

みなさまには、日頃から福祉行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、杉並区では、26年度の第4期障害福祉計画の改定にあたり、みなさまの生活状況やサービスの利用意向などを把握するため、身体障害者手帳をお持ちの方の中から無作為に抽出した方を対象として「地域生活に関する調査」を実施いたします。

ご回答の内容につきましては、調査の目的にのみ活用し、個人のプライバシーが公表されることはございません。みなさまにはお手数をおかけいたしますが、この調査の趣旨をご理解いただきまして、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

平成25年12月

杉並区

※記載内容 省略

・記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

**無記名で、1月10日（金）までに** ご返送ください。

・調査についてのご質問、不明な点についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

杉並区保健福祉部障害者施策課「地域生活に関する調査」担当 TEL 03-3312-2111

内線1142

## はじめに、あなた（ご本人）ご自身についておたずねします。

問1 この調査票にご回答いただく方はどなたですか？（一つに○）

1. ご本人                      2. ご家族                      3. その他（                      ）

問2 あなた（ご本人）の年齢・性別をお答えください。（平成25年12月1日現在で、【    】に年齢を記入、性別は一つに○）

満 【                      】 歳

1. 男                                              2. 女

問3 あなた（ご本人）の身体障害者手帳の障害程度等級は何級ですか？（【    】内に等級を記入）

【                      】級

また、他の障害による手帳をお持ちですか。（持っている場合は、該当するものに○）

1. 愛の手帳（療育手帳）                      2. 精神保健福祉手帳

問4 あなた（ご本人）の主な障害の種類は何ですか？（一つに○）

1. 視覚障害                                      4. 肢体不自由  
2. 聴覚障害・平衡機能障害                      5. 内部障害  
3. 音声・言語・そしゃく機能障害                      6. その他（                      ）

問5 あなた（ご本人またはご家族）が、障害に気が付いた（気になった）のは何歳頃ですか？（【    】に気が付いた頃の年齢を記入、生まれてすぐに気が付いた（気になった）場合には0歳とお答えください。）

【                      】 歳頃

問6 あなた（ご本人）の家計を主に支えている人は、どなたですか？（一つに○）

1. あなたご自身（年金、手当含む）                      5. きょうだい  
2. 配偶者（夫、妻）                      6. 祖父母（おじいさん、おばあさん）  
3. 親                                              7. 生活保護  
4. 子ども                                              8. その他（                      ）

問7 平成24年中のあなた（ご本人）の収入の種類についてお答えください。（主なもの3つまで○）

1. 賃金・給料                                      6. 手当  
2. 事業所得                                      7. 作業所等の工賃  
3. 家賃・地代                                      8. 収入なし  
4. 年金・恩給                                      9. その他（                      ）  
5. 生活保護費

問8 あなた（ご本人）の平成24年中の収入額（前問のうち生活保護費は除く）はいくらですか？（一つに○）

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| 1. 収入なし（生活保護費のみはこちら） | 6. 300～400万円未満 |
| 2. 50万円未満            | 7. 400～500万円未満 |
| 3. 50～100万円未満        | 8. 500～750万円未満 |
| 4. 100～200万円未満       | 9. 750～1千万円未満  |
| 5. 200～300万円未満       | 10. 1千万円以上     |

**あなた（ご本人）の住まいのようすについてお聞きします。**

問9 あなた（ご本人）の現在のお住まいの状況を以下の1～6から選んでください。（一つに○）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1. 持ち家（戸建て）     | 4. 民間賃貸住宅        |
| 2. 持ち家（マンションなど） | 5. グループホーム・ケアホーム |
| 3. 公営賃貸住宅       | 6. その他（ ）        |

問10 現在、あなた（ご本人）と一緒に暮らしている人はどなたですか？（当てはまる人すべてに○）

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 配偶者（夫・妻） | 6. 祖父（おじいさん）  |
| 2. 子ども      | 7. 祖母（おばあさん）  |
| 3. 父親       | 8. その他（ ）     |
| 4. 母親       | 9. ひとりで暮らしている |
| 5. きょうだい    |               |

問11 あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）はどなたですか？（一つに○）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 配偶者（夫・妻） | 6. 祖父（おじいさん） |
| 2. 子ども      | 7. 祖母（おばあさん） |
| 3. 父親       | 8. その他（ ）    |
| 4. 母親       | 9. 介護を必要としない |
| 5. きょうだい    |              |

問12 問11で1～8とお答えの方に、あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）の年齢をお答えください。（一つに○）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1. 40歳未満  | 3. 60～74歳 |
| 2. 40～59歳 | 4. 75歳以上  |



問13 あなた（ご本人）は将来どこで暮らしたいと思っていますか？（一つに○）

- 1. 現在の住まいのまま
- 2. 親など家族から独立した住まい（一般住宅）
- 3. 親など家族から独立した住まい（公営住宅）
- 4. グループホーム・ケアホーム
- 5. 施設に入所して生活する
- 6. わからない
- 7. その他（                      ）

**あなた（ご本人）の健康・医療のようすについてお聞きします。**

問14 あなた（ご本人）は、主な障害の主治医に定期的に通院していますか？（一つに○）

- 1. 意見書などが必要なときのみ                      3. 1年に2~3回程度
- 2. 月に1~4回程度                                      4. 受診していない

問15 あなた（ご本人）は、区内などのお近くに日常的なかかりつけ医療機関（内科）がありますか？（一つに○）

- 1. ある                                                          2. ない

問16 あなた（ご本人）は、定期的に健康診断や歯科健診を受けていますか？（当てはまるものすべてに○）

- 1. 基本健診（血圧測定、血液検査、尿検査など）を受けている
- 2. がん検診（胃がん・子宮がん、乳がん、肺がんなど）を受けている
- 3. 歯科健診を受けている

**杉並区の障害者へのサービスについてお聞きします。**

問17 ①~⑥のサービスを利用していますか？（サービスごとに番号に○をつけてください。）

|                                  | 利用している | 利用していない |
|----------------------------------|--------|---------|
| ①居宅介護サービス（自宅内での介護サービス）           | 1.     | 2.      |
| ②外出介護サービス（余暇や社会参加のための付き添いサービス）   | 1.     | 2.      |
| ③グループホームなど少人数での居住サービス            | 1.     | 2.      |
| ④ショートステイサービス                     | 1.     | 2.      |
| ⑤通所系サービス（生活介護施設、就労継続などの作業所）      | 1.     | 2.      |
| ⑥障害児通所系サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど） | 1.     | 2.      |

問18 全員にうかがいます。①～⑥のサービスを（今後または引き続き）利用したいと  
思いますか。（サービスごとに番号に○を付けてください。）

|                   | 利用したい | 利用する予定<br>はない | わからない |
|-------------------|-------|---------------|-------|
| ①居宅介護サービス         | 1.    | 2.            | 3.    |
| ②外出介護サービス         | 1.    | 2.            | 3.    |
| ③グループホームなどの居住サービス | 1.    | 2.            | 3.    |
| ④ショートステイサービス      | 1.    | 2.            | 3.    |
| ⑤通所系サービス          | 1.    | 2.            | 3.    |
| ⑥障害児通所系サービス       | 1.    | 2.            | 3.    |

問19 あなた（ご本人またはご家族）は、ご本人のための福祉サービスの情報を、どこで知  
りますか？（当てはまるものすべてに○）

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 1. 相談窓口など       | 4. 情報を得るところがない                 |
| 2. パンフレット、広報紙など | 5. その他（                      ） |
| 3. インターネット      |                                |

**問20は「視覚障害のある方」のみお答えください。**

問20 あなた（ご本人）は、点字が読めますか？（一つに○）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 読める     | 3. あまり読めない |
| 2. まあまあ読める | 4. 読めない    |

**問21は「聴覚障害のある方」のみお答えください。**

問21 あなた（ご本人）は、手話ができますか？（一つに○）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. できる     | 3. あまりできない |
| 2. まあまあできる | 4. できない    |

**問22～30はすべての方がお答えください。**

問22 あなた（ご本人またはご家族）には、ご本人の日常生活のことや福祉サービスについ  
て相談できる人はいますか？（一つに○）

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

問23 あなた（ご本人またはご家族）が、ご本人のことで困ったときに相談する機関はどこですか？（当てはまるものすべてに○）

1. 障害者地域相談支援センター（すまいる）
2. 特定相談支援事業所（サービス等利用計画の作成を行う事業所）
3. 区役所
4. 福祉事務所
5. 保健センター
6. 医療機関や療育機関
7. 児童相談所
8. 都立中部総合精神保健福祉センター
9. 通所施設や作業所
10. 障害者団体
11. その他（            ）
12. 特にない

問24 あなた（ご本人）の「成年後見制度」の利用についてのお考えをお聞かせください。（一つに○）

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1. 利用を考えている  | 4. わからない  |
| 2. 利用を考えていない | 5. 知らなかった |
| 3. すでに利用している |           |

**災害時（地震や風水害など）の備えについてお聞きします。**

問 25. あなた（ご本人）は、「地域のたすけあいネットワーク」に登録していますか？  
していない場合はその理由をご記入ください。（一つに○）

1. 登録している
2. 登録していない

【理由

】

3. 知らなかった

問 26. 災害発生後、自宅での避難を想定して、3日程度の食糧や薬、介護用品等の備えをお願いしていますが、準備をしていますか？（一つに○）

1. 準備している
2. 一部、対応できないものがある

【それは何ですか

】

3. 準備していない

問 27 . 自宅避難が難しくなった場合、お近くの避難先の震災救援所を知っていますか？  
（一つに○）

1. 知っているし、場所も確認した
2. 知っているが、行ったことはない
3. 知らない

社会参加や余暇の過ごし方についてお聞きします。

問28 あなた（ご本人）は定期的に参加できる余暇の場がありますか？（一つに○）

1. はい 2. いいえ

問29 あなた（ご本人）がこの1カ月以内に参加した余暇活動を教えてください。  
（当てはまるものすべてに○）

1. ウォーキング・ジョギング 6. 外出（映画・買物・コンサート等）  
2. スポーツ（サッカー・野球・ダンス等） 7. 家でゆっくり過ごす（テレビ・ゲーム等）  
3. 音楽（楽器・歌等） 8. その他（ ）  
4. 芸術（絵画・陶芸等） 9. 特にない  
5. 料理（お菓子・料理作り等）

問30 あなた（ご本人）は、気軽に話ができますか？（一つに○）

1. できる 2. できない

問31 問30で「できない」とお答えの方に どのようにコミュニケーションを取る工夫を  
されていますか？（当てはまるものすべてに○）

1. 文字盤・手話 5. 親しい人が表情を読み取る  
2. コミュニケーションボード 6. ジェスチャー  
3. 筆記 7. 選択肢を選んでもらう  
4. 親しい人の仲介 8. その他（ ）

問32～34は18歳未満の方がお答えください。  
（18歳以上の方は7ページの間35にお進みください。）

問32 就学前の方にうかがいます。 現在、あなた（ご本人）が主に日中を過ごしているところ  
はどちらですか？（当てはまるものすべてに○）

1. 通園・訓練施設（こども発達センター、療育センターなど）  
2. 視覚障害特別支援学校（盲学校）幼稚部  
3. 聴覚障害特別支援学校（ろう学校）幼稚部  
4. 保育園  
5. 幼稚園（子供園含む）  
6. 児童館  
7. 病院  
8. その他（ ）  
9. ほとんど自宅にいる

問33 小学生・中学生・高校生の方のうちがいます。現在、あなた（ご本人）の在籍している学校はどちらですか？（一つに〇）

1. 小学校（通常学級、特別支援学級等への通級を含む）
2. 小学校（特別支援学級）
3. 特別支援学校小学部（院内・訪問学級を含む）
4. 視覚障害特別支援学校（盲学校）小学部
5. 聴覚障害特別支援学校（ろう学校）小学部
6. 中学校（通常学級、特別支援学級等への通級を含む）
7. 中学校（特別支援学級）
8. 視覚障害特別支援学校（盲学校）中学部
9. 聴覚障害特別支援学校（ろう学校）中学部
10. 特別支援学校中学部（院内・訪問学級を含む）
11. 高等学校
12. 特別支援学校高等部（訪問学級含む）
13. 視覚障害特別支援学校（盲学校）高等部
14. 聴覚障害特別支援学校（ろう学校）高等部
15. 就学猶予・免除
16. その他（                      ）

問34 放課後、あなた（ご本人）が自宅以外に過ごす場所はどちらですか？（当てはまるものすべてに〇）

- |                             |                                |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 1. 学童クラブ                    | 4. 習い事                         |
| 2. 児童館                      | 5. 友だちの家                       |
| 3. 放課後等デイサービス<br>（地域デイサービス） | 6. 親戚の家                        |
|                             | 7. その他（                      ） |

問35～41は18歳以上の方がお答えください。  
（18歳未満の方は、9ページ問42にお進みください。）

問35 あなた（ご本人）は、現在、収入のある仕事（作業所などを含む）をしていますか？（一つに〇）

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 1. 仕事をしている（作業所などを含む） | 1と答えた方は→問36 |
| 2. 仕事をしていない          | 2と答えた方は→問40 |

問36 問35で「仕事をしている」とお答えの方にお聞きします。

あなた（ご本人）の現在の就労の場は次のどれですか？（一つに○）

1. 週30時間以上（週5日以上6時間以上勤務）自宅外で就労している
2. 週20時間以上週30時間以内 自宅外で就労している
3. 週20時間未満 自宅外で就労している
4. 自宅で就労している
5. 家業の手伝いをしている
6. 作業所等で仕事をしている（福祉的就労）
7. その他（ ）

1～3と答えた方は→問37～問38

6と答えた方は→問39

問37 問36で1～3と答えた方にお聞きします。

あなたの現在の職場での勤続年数を教えてください。（一つに○）

1. 6か月未満
2. 6か月～1年未満
3. 1年～2年未満
4. 2年～3年未満
5. 3年～5年未満
6. 5年以上

問38 問36で1～3と答えた方にお聞きします。

就労が、自分にとって一番意義があると感じられることはどのようなことですか？（一つに○）

1. 給料がもらえる
2. 仲間がいる
3. 居場所がある
4. 自分が役に立っていると感じられる
5. 自分の好きな仕事ができる
6. その他（ ）

問39 問36で6と答えた方にお聞きします。

現在、通っている作業所等から一般就労（障害者雇用含む、福祉就労以外の仕事）を目指したいと想着ていますか？（一つに○）

1. はい
2. いいえ

問40 問35で「仕事をしていない」と答えた方にお聞きします。

日中は主にどこで過ごしていますか？（一つに○）

1. 自宅にほとんどいる
2. 生活介護事業などの通所施設
3. デイケアやデイサービスなど
4. 学校や訓練機関
5. その他（ ）

1・2・3と答えた方は→問41

問41 問40で1・2・3と答えた方にお聞きします。

今後の希望を教えてください。(一つに○)

1. 今のままで良い
2. 仕事をしなくても日中居られる場所が欲しい。
3. 作業所等で自分にあった仕事をしたい。
4. 一般就労(障害者雇用含む福祉就労以外の仕事)したい。
5. その他(

**問42からはすべての方がお答えください。**

問42 あなた(ご本人)は、これまでに障害があることを理由に嫌な思いをしたり偏見をもたれたりしたことがありますか?(一つに○)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 大いにある | 3. あまりない  |
| 2. 少しはある | 4. まったくない |

問43 障害のある人に関する杉並区の施策のうち、あなた(ご本人)がもっと力を入れる必要があると思うものを3つまであげてください。(主なもの3つまで○)

1. 障害のある人々への理解を深めるための啓発・広報活動
2. ホームヘルプ・ガイドヘルプなど在宅サービスの充実
3. 障害のある方が利用できる福祉施設の充実
4. 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保
5. 保健医療サービスやリハビリテーションの充実
6. 生活の安定のための年金・手当の充実
7. 障害のある人に応じた情報提供の充実
8. 障害のある人を支援するヘルパーやボランティアの育成・支援
9. 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
10. 障害のある子どもへの支援体制や教育の充実
11. 障害のある人への虐待防止・差別解消・意思決定支援など権利擁護の取組の充実

問44 今後10年間の杉並区に望むことは何ですか?(自由にお書きください)

ご協力ありがとうございました。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて1月10日(金)までに返送してください。

障害者福祉推進協議会 障害者災害時支援対策検討会会議録(第1回)

平成25年10月15日 13:30～

第一委員会室

1. 災害時要援護者協議会および作業部会の検討状況 (保健福祉部管理課から)

<24年度の検討経過および今後の課題について区から説明>

- ・区の避難行動の基本原則を「震災救援所」から「倒壊や火災の危険がない場合は在宅避難」へと変更。
- ・それに伴い、平常時の備えの呼びかけを強化(耐震、3日分の物資の備蓄など)していく。
- ・在宅避難の要援護者については、自助、互助で安否確認を待っていただき、必要な支援につなげる。そのために必要な情報連絡体制の構築を図っていく。
- ・25年度から区立障害通所施設4所を、専門的な支援が必要な方への「(通所型)福祉救援所」に指定。今後も、一時的な滞在所として民間施設に拡大の方向。
- ・安否確認や支援活動におけるサービス事業者との連携推進。
- ・地域のたすけあいネットワークの登録について、その方の状態により①避難誘導支援と②在宅生活支援の2つに区分する方式を検討していく。

<質疑応答ほか>

- ・震災以外の災害時の「震災救援所」の役割は？  
⇒風水害等の場合は「避難所」として必要な場所に必要数設置される。
- ・区内の私立校等との連携協力は？  
⇒区内私立高校、大学等と協定を結び、震災救援所が満員になったときに一時避難所として開放。都立高校は、帰宅困難者の避難所になる。
- ・区内の商業施設などでの避難支援は？  
⇒地震に限らず、各施設管理責任者が避難誘導の責任をもつ。消防からも指導されている。
- ・社会福祉協議会では、区と協定し災害時ボランティアセンターを立ち上げ、周辺地域からのボランティア調整を行う。障害者支援などのボランティアについては都社協の役割となる。
- ・福祉救援所での家族受け入れについて(家族単位での受け入れも可能か)
- ・避難後の家の片づけ等の復興時の障害者預かりなどが必要。
- ・「在宅避難」については、現実的でよいと思うが、重度や聴覚障害等は情報が入らず支援から孤立する危険性がある。(防災無線、災害情報メールなどの紹介)
- ・商店街は、開店中は様々な支援が可能。日頃からの地域の顔つながりを大切にしている。

2. ヘルプカードの今後の取り扱いについて (障害者生活支援課から)

- ・24年度に災害対策に限らず活用していただけるよう、区内通所施設利用者を中心に配布した。本来、当事者、ご家族をはじめ支援者と十分に内容や配布先を検討すべきだった等の課題もあり、この機会にご意見をちょうだいし、有効な活用方法を再度検討したい。

3. 今後の検討スケジュール案

第1回 10月15日 前述

第2回 11月19日 「障害者団体連合会の活動および提案について」

「障害者交流館等を活用した災害時障害支援のしくみづくり」

第3回 12月17日予定 「継続検討」

第4回 未定

※第3回 障害者福祉推進協議会に報告



平成25年度 杉並区障害者福祉推進協議会 専門部会（障害者災害時支援対策検討部会）名簿

| No. | 部会員氏名     | 団体名等           | 備考               |
|-----|-----------|----------------|------------------|
| 1   | 鈴木 美佳子    | 杉並区社会福祉協議会     | 社会福祉団体の代表        |
| 2   | 三田 利春     | 杉並区民生委員児童委員協議会 |                  |
| 3   | 斎藤 敬子     | 杉並区商店会連合会      | 地域団体の代表          |
| 4   | 大澤 俊      | 杉並区町会連合会       |                  |
| 5   | 高橋 博（部会長） | 杉並区障害者団体連合会    | 障害者団体の代表         |
| 6   | 永田 直子     | 杉並区知的障害者育成会    |                  |
| 7   | 山下 幸一     | 杉並家族会          |                  |
| 8   | 菅井 孝雄     | 杉並区視覚障害者福祉協会   |                  |
| 9   | 鈴木 道夫     | 杉並区聴覚障害者協会     |                  |
| 10  | 杉原 千鶴子    | 杉並区肢体不自由児者父母の会 |                  |
| 11  | 藤田 洋二     | マイルドハート高円寺     | 相談支援及びサービス事業者の代表 |

| No. | 事務局氏名 | 役職                   |
|-----|-------|----------------------|
| 1   | 武井 浩司 | 保健福祉部障害者施策課長         |
| 2   | 福原 善之 | 保健福祉部障害者生活支援課長       |
| 3   | 田部井伸子 | 保健福祉部管理課長            |
| 4   | 大森 房子 | 保健福祉部副参事（特命事項担当）     |
| 5   | 高山 靖  | 危機管理室防災課長            |
| 6   | 本館 睦美 | 保健福祉部障害者施策課障害者保健担当係長 |
| 7   | 渡邊 潤  | 保健福祉部障害者施策課管理係主査     |
| 8   | 落合 茂  | 保健福祉部障害者生活支援課管理係長    |
| 9   | 出羽 恒雄 | 保健福祉部管理課地域福祉推進担当係長   |

# 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)にご登録ください!!

「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」とは、杉並区内にお住まいで、災害時に自力で避難することが困難な方の安否確認や避難の支援を行うための登録制度です。登録された方の災害時の安否確認などは、小・中学校に開設される震災救援所の方々のご協力で行われます。また、ご本人から提供される情報を活用して、平常時から地域における必要な支援の体制づくりを進めます。

👉この登録制度の概要については、裏面をご覧ください。

この案内は、区が所有する次の福祉情報に該当する方々に送付しています。

- 介護保険認定者(要介護1～5)
- 身体障害者手帳所持者(1級～3級)
- 愛の手帳所持者(1度～3度)
- 精神障害者保健福祉手帳所持者(1級～3級)
- 難病患者(手帳を所持していない方)

## 登録の手続きについて

登録を希望する場合は、同封の「登録申込書」に必要事項を記入のうえ、返信用封筒に入れて送付してください(別紙の「記入例」をご参照ください。)

※ **自宅で生活している方が登録の対象です。** 特別養護老人ホームやグループホーム、障害者入所更生施設などに入所している方は登録できません。

## 留意していただきたいこと

- 1、登録した情報は、平常時から民生児童委員など関係機関に提供します。
- 2、ご家族などが手続きをする場合は、**必ずご本人に登録の意思について確認をしてください。**
- 3、登録申し込み後(数週間～3か月)に「登録者台帳」を作成します。その後、皆様の詳しい心身の状況や必要な支援内容などを把握し、「個別避難支援プラン」をつくるため、**地域の民生児童委員がご自宅を訪問いたします。**
- 4、地域で支援に関わっていただく方々も被災する可能性があるため、登録いただいた場合でも万が一の時の**安否の確認や救援を必ず行うことをお約束するわけではありません**ので、ご理解ください。

★登録された方には、「救急情報キット」をお渡しします。

「救急情報キット」とは…

災害時や緊急時に必要な支援内容や救急医療などの情報をまとめて専用の容器に入れたものです。自宅の所定の場所に保管し、緊急時に救急隊員などが迅速な支援を行うために使用します。

## お問い合わせ

杉並区 保健福祉部 管理課 地域福祉係

電話 3312-2111(代) 内線1355～1358

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

# 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）について

- 災害時の支援を希望する方に登録いただき、「登録者台帳」を作成します。  
登録者台帳は、地域の震災救援所運営連絡会（※1）、民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団に提供し、災害時の安否確認などに活用します（※2）。

- ※1 地域の町会・自治会などの協力で、震災救援所（区立小・中学校）において、災害対策のための連絡会を組織しています。
- ※2 登録者の方から収集させていただく個人情報に関しては、「杉並区個人情報保護条例」の規定に基づき、厳正かつ適切に管理いたします。

- 民生児童委員が登録した方を訪問して、避難の際の援助方法や救援所での避難生活に関する配慮事項などの調査を行い、一人ひとりについての「個別避難支援プラン」を作成します。同時に、救急時に活用する「\*救急情報キット」を配付します。

\*「救急情報キット」とは、緊急時や災害時に必要な支援内容や救急医療などの情報をまとめて専用の容器に入れたものです。自宅の冷蔵庫に保管し、救急隊員などによる迅速な支援に役立てるものです。

- 震災救援所運営連絡会の方々の協力を得て、登録した方の避難を支援するため、「避難支援計画」を策定し、災害に備える地域ネットワークをつくります。

★災害時によりよい「たすけあい」ができるよう、地域の皆さんに、登録者の方への避難支援や震災救援所運営連絡会へのご協力をお願いいたします。

## 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）のしくみ

### 災害時要援護者の方

（災害発生時に自力で避難することが困難な方）

#### 受付窓口

- 保健福祉部管理課地域福祉係  
〔区役所東棟3階〕
  - 杉並障害者福祉会館
  - 福祉事務所（高円寺・荻窪・高井戸）
  - ケア24（地域包括支援センター）  
〔区内20か所〕
- ※申込書は、受付窓口にあります。

登録の  
申込み

登録者台帳

情報の  
提供

災害時の支援  
安否確認、避難支援など

- 震災救援所運営連絡会
- 民生児童委員
- 警察署 ○消防署 ○消防団分団

避難支援者  
の方

- 民生児童委員による
- 「個別避難支援プラン」の作成
  - 「救急情報キット」の配付

平常時  
の支援

震災救援所運営連絡会での  
「避難支援計画」の策定

要援護者の方を地域で支えるネットワークづくり